



平成26年度第9回金属資源関連成果発表会

インドネシアにおける鉱石輸出禁止政策とその影響

平成26年11月25日

ジャカルタ事務所
【 所長 高橋 衛 】

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

インドネシア新鉱業概要①



＜2009年1月鉱物石炭鉱業法(2009年法律第4号。以下「新鉱業法」)公布、施行＞
「国家利益の最大化、国民福祉向上」

- 鉱業権は鉱業事業許可制度に一本化(国又は地方政府から発給)
- 外国投資に活用されてきた鉱業事業契約制度(CoW)は廃止
- 鉱業事業許可(IUP)と特別鉱業事業許可(IUPK)に分類。さらに、探鉱許可と生産許可の2段階制
- 許可取得可能者はインドネシア法人(内国資本、外国資本の差別無)又は自然人。ただし、外資法人には、生産開始後6年目から、国、地方政府、インドネシア民間企業等の一部資本移譲義務。

インドネシア新鉱業概要②



- IUP取得に入札制導入 (IUPKは国営企業等に優先付与)
- 国内での生産物高付加価値化義務(精製・製錬)を新たに追加。既存CoWにより生産を行っている者も、5年以内に国内国付加価値義務化を実施
- 政府に生産量、輸出量をコントロールする権限を付与
- 国内鉱業サービス会社使用義務
- 既存鉱業事業契約は契約期限内有効。ただし、1年以内に新法に適合
- 関連政省令は1年以内に制定

主要関連政省(大臣)令制定状況(～2014.1.11)



政令 : Government Regulation

2010年 No.22

鉱業区域

2010年 No.23
鉱業事業活動
改正:2014 No.24

2010年 No.55
鉱物・石炭事業の
管理、指導監督

2010年 No.78
鉱業後再生・処理

エネルギー・鉱業資源大臣令 : Ministerial Regulation by Ministry of Energy and Mineral Resources

2009年 No.28
鉱業サービス会社
実施

2009年 No.34
鉱物・石炭供給
国内優先

2010年 No.17
鉱物・石炭標準価
格決定手順

2011年 No.12
鉱物事業区域規定手順及
び鉱物・石炭鉱業区域情
報システム

2014年 No.1
鉱物高付加価値化

2013年 No.27
資本移譲

2013年 No.28
鉱業許可競売

2012年5月からの鉱物輸出規制に関する他関連大臣令等

商業大臣令
2014年 No.4
鉱産物輸出

財務大臣令
2014年 No.6
輸出税賦課対象輸出品・輸出
税率決定

- 2014年1月12日、鉍石輸出禁止が開始
- 鉍産物輸出等に関する省令を改正、追加
 - 加工・精錬済みの鉍物の国外販売の実行についての推薦状の付与の方法及び条件 (MEMR)
 - 輸出税賦課対象輸出品及び輸出税率の決定に関する財務大臣令の第三改正 (MOF)
 - 「輸出税の徴収法令」の改正
- 製錬プラント計画は160件以上 (非金属類を含む)
- 既存CoW再契約交渉は長期化

輸出税賦課対象輸出品及び輸出税率の 決定に関する財務大臣令の第三改正

- ・ 製錬業者及び製錬設備に協力する者に輸出税の軽減
- ・ 軽減輸出税は設備建設進捗によって変化

建設進捗率	輸出税率				
	2014	2015		2016～2017	
	発効日～ 12/31	1/1～6/30	7/1～12/31	2016/1/1～ 2016/6/30	2016/7/1～ 2017/1/12
第Ⅰ段階	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%
第Ⅱ段階	5%	5%	5%	5%	5%
第Ⅲ段階	0%	0%	0%	0%	0%

第Ⅰ段階：建設進捗率7.5%以下、保証金の預入

第Ⅱ段階：建設進捗率7.5%超、30%以下

第Ⅲ段階：建設進捗率30%超

インドネシア国内での影響



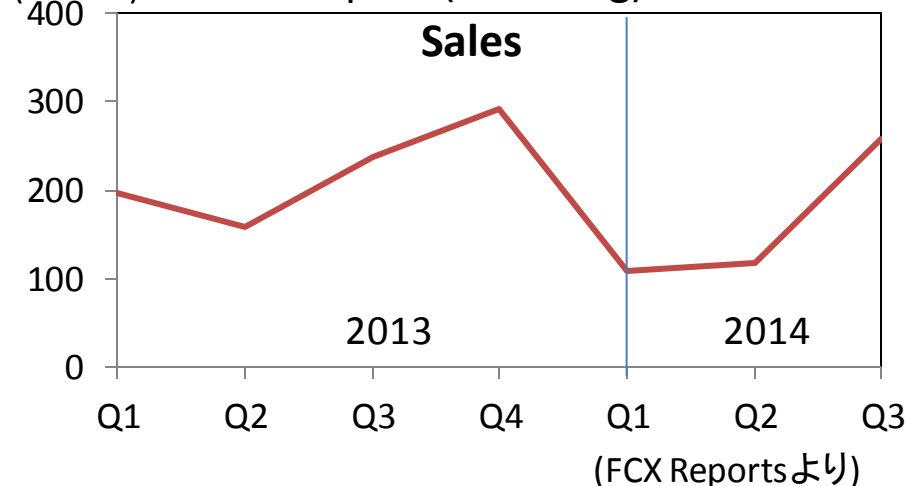
PT Antam

(単位: 百万Rp)

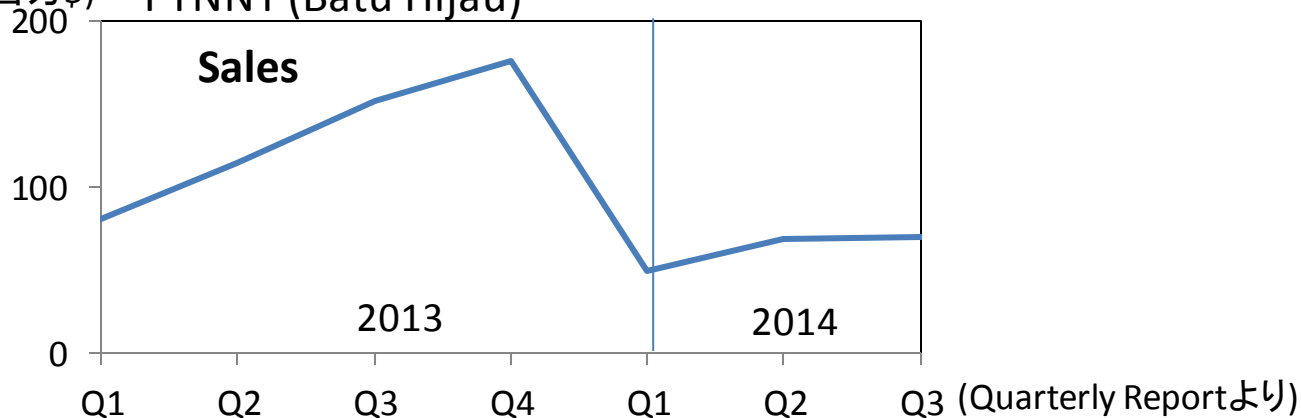
	2013(1~9)	2014(1~9)
売上	8,807,147	5,812,495
収益	472,976	(119,485)
フェロニッケル売上	1,749,837	2,610,003
ニッケル鉱石売上	1,957,439	89,110

(Antam Financial Statementsより)

(百万lb) PT Freeport (Grasberg)



(百万\$) PTNNT (Batu Hijau)



ニッケル鉱石輸入量の変化



(MT)

600,000

500,000

400,000

300,000

200,000

100,000

0

Sep-13

Oct-13

Nov-13

Dec-13

Jan-14

Feb-14

Mar-14

Apr-14

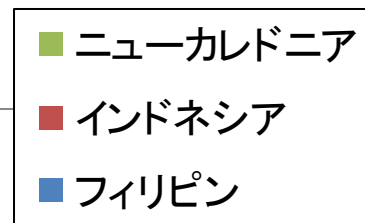
May-14

Jun-14

Jul-14

Aug-14

Sep-14

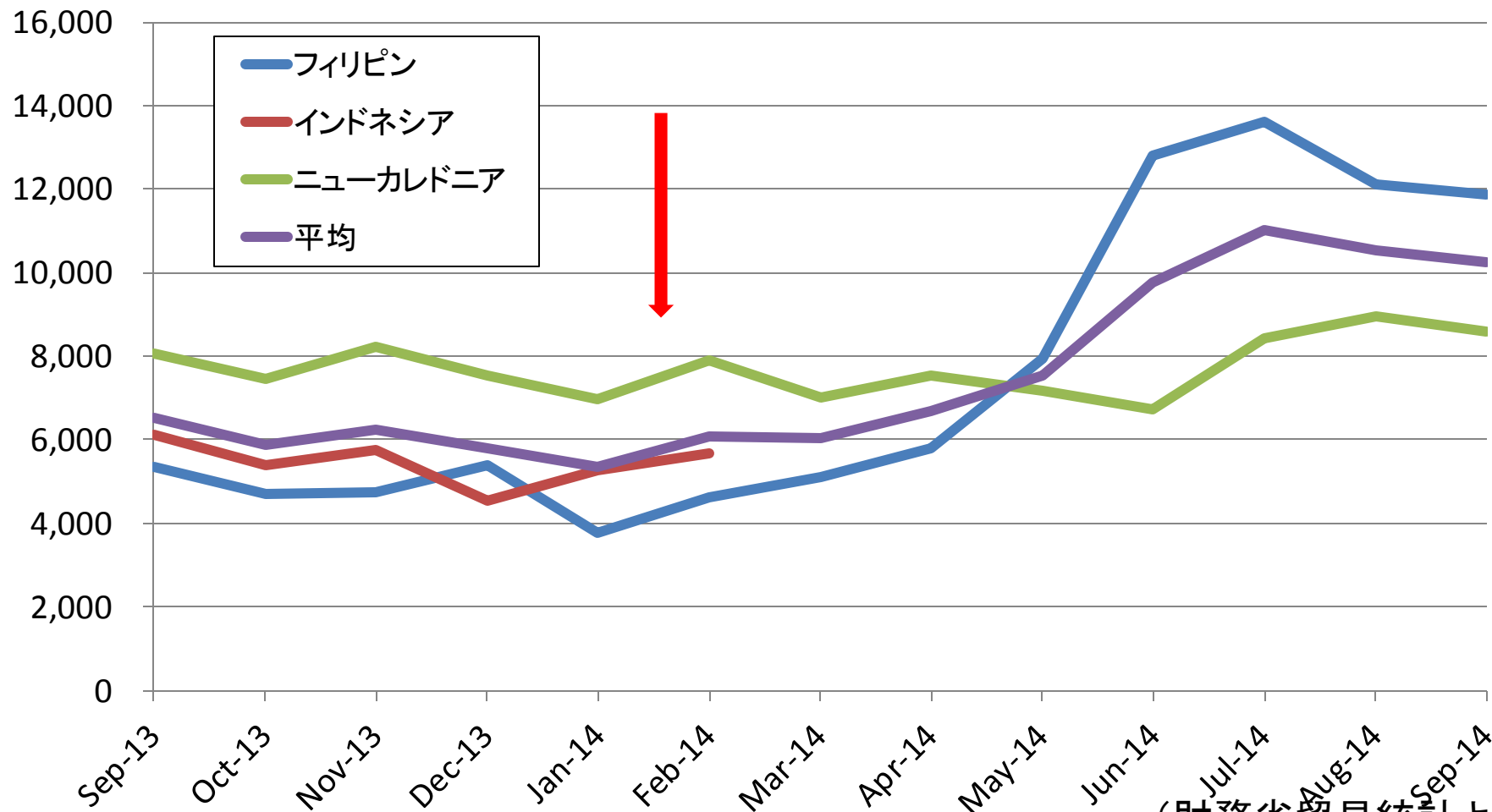


(財務省貿易統計より)

鉍石輸出禁止の影響(輸入価格推移)



(円/MT)



(財務省貿易統計より)

製錬所建設計画(2014.8)



- ・ESDMは製錬所建設計画を6つのステージに分類
- ・フェロニッケル及びニッケル銑鉄工場はステージ2～4に集中
- ・工場はスラウェシ島にほとんど集中

ステージ	進捗率	状況	Total of IUP		
				FeNi	NPI
1	0～5%	FS	112	?	?
2	6～10%	環境影響評価	14	6	3
3	11～30%	起工及び建設着手	15	9	1
4	31～50%	製錬所建設中間地点	11	4	5
5	51～80%	建設最終地点	1	-	-
6	81～100%	稼働・生産	25	-	2

(ESDM資料より)

ASEAN諸国の動き




- ベトナム
 - 未加工の鉱物輸出を制限(2012年1月9日首相指示)。2013年6月9日からマンガン、銅、鉛、亜鉛、チタン等の輸出税を40%に引上げ。ただし、一部鉱山を対象に、鉱物輸出を容認。
- ミャンマー
 - 新鉱山法案の策定にも着手。主な改正ポイントは、中規模採掘許可の新設(期間10年)、鉱物取引許可、鉱物処理・加工許可(現状詳細未公開)の新設。法案は下院を3月に通過し、5月末から上院で審議中。
- カンボジア
 - 2005年1月31日付政令で「天然鉱物資源の全てのタイプは輸出を許可されない」と規定。鉱種によっては技術的・経済的に製錬事業が現実的ではないことから、政令にある「最終産物」の定義を明確にするとし、現在も検討中
- ラオス
 - 鉱業コンセッション審査のモラトリアムを2012年5月15日から実施。さらに、2013年6月11日付首相令で、未加工の鉱物を輸出禁止を規定。2015年までに関係省庁が鉱業分野の投資奨励戦略を策定し、政府の認可を得ることとなっている。
- フィリピン
 - 後述

フィリピンの高付加価値化法案 (鉱業法の改正)



<背景>

- インドネシアの鉱石輸出禁止により、中国にニッケル鉱石調達先が、フィリピンに移行。
- 高付加価値化により、雇用の創出、鉱業セクターからの税収増加を目指す。
- 2014年7月10日: Amante下院議員が、“全ての鉱石に国内処理を義務付けるための、鉱業法修正法案”を下院に提出
- 2014年8月26日: Aquino上院議員が、上記同内容の法案を上院に提出
- 2014年9月: 法案が下院委員会で承認

フィリピン鉱業法(1995年共和国法令第7942号)  JOGMEC
の修正案

- 第3節(y)「鉱物加工」の定義を修正
 - 定義に、「加工とは、**鉱物から商業的に価値のある鉱物を分別する作業である**」旨を明記
- 第53節「鉱物の輸送許可」を修正
 - 国内の産出地と“**目的地**”を明示した**鉱石運搬許可証**が必要
- 第55節「鉱物加工及びその許可」を修正
 - **鉱石の国内加工を規定し、鉱石輸出を禁止**
 - **違反者には6～12年の禁固あるいは罰金**

まとめ



- 2014年1月12日鉍石輸出禁止は、予定通り開始
- ニッケル鉍石輸出禁止により、アンタムの利益は激減
- グラスベルグ及びバツヒジャウの生産量も2014Q1は減少したが、輸出再開により回復途上
- 輸出禁止の影響により、ニッケル鉍石の価格が1.6倍程度に上昇
- 建設計画及び建設中の製錬所があるが、詳細は不明
- 他のアセアン諸国(とくにフィリピン)も同様な政策を模索中